

クーリング・オフを行うには

書面またはメールなどで手続きを

●書面（はがき可）の場合

販売会社の代表者宛てにして簡易書留や特定記録郵便など発送の記録がわかる方法で送付し、「受領証」は通知書のコピー（はがきの場合は両面）と一緒に5年間保存します。なお、通知書にクーリング・オフする理由を記載する必要はありません。支払いにクレジットカードを利用した場合は同じ内容（通知書）をクレジットカード会社へも通知します。

●メールの場合

書面と同様の内容を記載し、発信したメールは相手方から「通知は受け取ってない」と言われないうえにも必ず保存します。

●事業者のクーリング・オフ画面を利用する場合

入力内容を送信する前に画面のスクリーンショットをとって保存します。

※通知書の記載内容については消費生活センターにお問い合わせください。



クーリング・オフすると

- 無条件で契約等が解除されます。
- 支払い済みの代金は全額返金されます。
- 商品を受け取っていた場合は事業者の負担で引き取ってもらえます。
- 既に商品を使用していたり工事が終わっていたりする場合でも、違約金やキャンセル料などを支払う必要はありません。

※ただし、法律で定められた消耗品（健康食品・配置薬などの8品目）を使用・消費した場合はその使用分についてはクーリング・オフできません。詳しくはお問い合わせください。

コラム

「こんなはずじゃなかった」と後悔しないために — 契約は慎重に!! —



一度契約が成立すると法的な拘束力があるので、原則として一方の都合だけで契約をやめることはできません。

今回ご紹介したクーリング・オフ制度は消費者の都合のみで契約を無条件に解約できる大変に心強い制度ですが、できる契約の種類が限られています。特に最近多くの相談が寄せられているインターネット通販はクーリング・オフができません。契約を結んでから「こんなはずじゃなかった!」と後悔しないためにも、あらかじめ契約内容や支払い方法、解約のルールなどをよく確認した上で慎重に契約しましょう。

クーリング・オフ制度や契約などについて
一人で悩まずあきらめないで
練馬区消費生活センター

にご連絡ください

☎ 03-5910-4860

Fax 03-5910-3440

月～金曜日 午前9時～午後4時30分
(土・日曜・祝休日・年末年始を除く)